



平成30年6月14日
北陸信越運輸局

自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を改正しました

～ 7月から過労防止関連の処分を強化します～

国土交通省では、自動車運送事業者（トラック、バス、タクシー）への行政処分基準に関する通達改正を行いました。改正については平成30年7月1日以降の監査から適用となります。

自動車運送事業（トラック、バス、タクシー）の運転者は、全職業平均と比較して労働時間が約1～2割長く、いわゆる過労死の認定件数も職種別で最も多い実態にあり、長時間労働の是正や過労の防止は重要な課題です。このため政府の「働き方改革実現会議」において取りまとめられた実行計画を受けて「関係省庁連絡会議」で取りまとめた「直ちに取る施策」の中で、行政処分の強化を行う方針が示されたところです。

以上のような状況を踏まえ、今般、過労防止関連違反等に係る行政処分の処分量定の引上げを行うなど、行政処分等の基準について、所要の改正を行いました。

（主な改正内容）

- ・ 過労防止関連違反等に係る車両停止等の処分量定を引き上げます。
- ・ トラック事業に関しては行政処分により使用停止させる車両数の割合を最大5割に引き上げます

（平成30年7月1日施行）【別紙1参照】

【問い合わせ先】

北陸信越運輸局 自動車交通部 自動車運送事業安全監理室
酒井（サカイ）・田中（タナカ）・山倉（ヤマクラ）
TEL 025-285-9164

行政処分の強化

別紙1

処分量定の引き上げ(トラック、乗合バス、タクシー)

○過労防止関連違反に係る行政処分の処分量定を**2倍～4倍**に引き上げる。

《現行》 初違反

▷ 乗務時間等告示遵守違反 ※別紙2参照

- (安全規則第3条)(運輸規則第21条)
- ・未遵守5件以下 **警告**
 - ・未遵守6件以上15件以下 **10日車**
 - ・未遵守16件以上 **20日車**
 - ・未遵守31件以上3名以上等 **30日事業停止**

▷ 健康状態の把握義務違反

- (安全規則第3条)(運輸規則第21条)
- ・把握不適切50%未満 **警告**
 - ・把握不適切50%以上 **10日車**

《改正》 初違反

▷ 乗務時間等告示遵守違反

月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、左記の《現行》に加え、別に件数を計上し、以下のとおり処分日車数を加算

- ・未遵守1件 **10日車**
- ・未遵守2件以上 **20日車**

- ・月の拘束時間 >293時間以内(労使協定320時間)
- ・休日労働 >2週間に1回まで

▷ 疾病、疲労等のおそれのある乗務

- ・健康診断未受診者 1名 **警告**
- ・健康診断未受診者 2名 **20日車**
- ・健康診断未受診者 3名以上 **40日車**

その他処分量定の改正

- ・記録の改ざん・不実記載のような労働時間を管理する点で問題がある事項及び虚偽届出については処分を強化する。
- ・帳票類の「全て保存なし」については、「全て記録なし」と同じ処分量定に統一する。等

処分量定の引き上げ(トラック)

○行政処分により使用を停止させる**車両数の割合を最大5割**に引き上げる。

《現行》

配置車両数(台)

処分日車数	配置車両数(台)			
	1~10	11~30	31~60	61~100
~30日車	1	1	1	1
31~60	1	2	2	3
61~100	1	2	3	5
101~300	2	3	5	8
301日車~	3	3	5	10

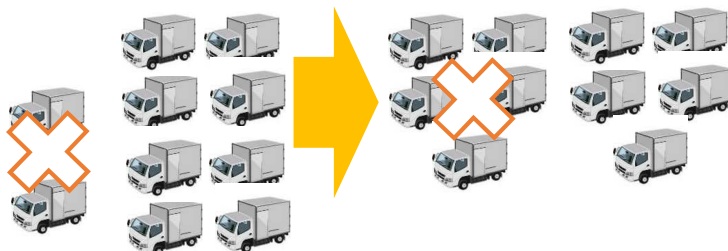
例えば、処分100日車るとき、営業所当たり、配置車両数
5両の場合は、車両停止 1両×100日
10両の場合は、車両停止 1両×100日
100両の場合は、車両停止 5両×20日

《改正》

使用停止車両割合を全車両の最大5割に引き上げ

例えば、処分150日車るとき、営業所当たり、配置車両数
5両の場合は、車両停止 2両×75日
10両の場合は、車両停止 5両×30日
100両の場合は、車両停止 15両×10日

(例)配置車両数 10両 処分150日車
2両×75日車 5両×30日車



「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」 (乗務時間等告示) について

運転者の労働時間等の改善が過労運転防止に資することに鑑み、国土交通省が告示した事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間の基準

内 容

○ 拘束時間【始業時刻から終業時刻までの時間（休憩時間を含む。）】

総拘束時間

トラック・・・・・・・・・・原則 1 か月 2 9 3 時間

バス・・・・・・・・・・原則 4 週間平均で 1 週間 6 5 時間

タクシー・・・・・・・・・・原則 1 か月 2 9 9 時間

最大拘束時間

トラック、バス、タクシー： 原則 1 日 1 6 時間

(ただし、1 日の原則的な拘束時間は 1 3 時間)

○ 休息期間【勤務と次の勤務の間の自由な時間】

トラック、バス、タクシー： 原則継続 8 時間以上

○ 最大運転時間

トラック： 原則 2 日平均で 1 日 9 時間、2 週間平均で 1 週間 4 4 時間

バ ス： 原則 2 日平均で 1 日 9 時間、4 週間平均で 1 週間 4 0 時間

○ 連続運転時間

トラック、バス： 4 時間以内

運転の中断には、運転開始後 4 時間以内又は 4 時間経過直後に、1 回連続 10 分以上かつ合計 30 分以上の運転をしない時間が必要。

○ 休日労働

トラック、タクシー・・・・・・・・ 2 週間に 1 回以内、かつ、1 か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内

バス・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 週間に 1 回以内、かつ、4 週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内

※ その他、拘束時間の例外や分割休息期間、2 人乗務、隔日勤務、フェリー乗船などの場合の特例有り。